

早月川で外国人が発した 「これは川ではない 滝だ」のフレーズ

貴堂 巖¹

¹非会員 (〒930-0912 富山県富山市日俣10番地)

E-mail: kido9126@pc.ctt.ne.jp

1891(明治24)年、オランダ人土木技師デ・レイケが富山県へ来たとき、急流河川の常願寺川をみて、「これは川ではない滝だ」と言ったエピソードは有名である。しかし、その根拠となる文書は多くの研究者が調査したが発見されなかったため、その真偽のほどは不明であった。そのため、このフレーズをめぐっては、多くのデ・レイケ研究者達から諸説がとなえられていた。ところが、デ・レイケが富山県に来る以前から、富山県議会で2度にわたりそのフレーズを用いて議論がされていた。しかも、常願寺川ではなく、早月川に対してであった。しかし、そのフレーズを発言した外国人の名前は不明である。本稿は、「これは川ではない滝だ」と言った外国人の名前と、それを聞いた人物を特定することをこころみるものである。

Key Words: *Jyoutanji-river, Hayathuki-river, Toyama Prefecture, Drijke, Mulder, Takata Yukitarou*

1. はじめに

(1) 研究の目的

オランダ人土木技師デ・レイケが発したという「これは川ではない滝だ」のフレーズは、常願寺川の特性を、的を得て表現しているので、この川を語るときに、しばしば引用されている。しかしながら、デ・レイケが何時、どのような場面で、誰に言ったのか、証明する文書は見つかっていない。ところが、富山県議会議事録にこのフレーズを使って、質疑応答が為された記録が見つかった。しかし、名前は不明である。本稿は、この「川ニ非ズシテ瀧ナリ」のフレーズを発した外国人は誰なのか、また、聞いたのは誰なのかを、当時の富山県の諸相と公文書から特定をこころみるものである。なお、このフレーズが富山県議会議事録に掲載されていることを見つけたのは、富山県立山カルデラ博物館の是松慧美学芸員である。なお、以下「デ・レイケ」と「デレーケ」を「瀧」と「滝」を混用しているが、引用した資料にしたがった。

(2) 既往の研究

デ・レイケ言ったと伝えられる、このフレーズについては、近年、デ・レイケ指導のもとで、常願寺川改修工事を指揮した高田雪太郎の史料を発見した市川紀一が、遺された文書(上申書)の中に、「川ト言ハシヨリハ寧ロ瀑ト称スルヲ充当トスベシ」と書かれていることから、これが県内および内務省に流布されたと推察した¹⁾。また、上林好之²⁾、松浦茂樹³⁾等

もこのフレーズについて論じている。いずれもデ・レイケの発言であることを否定している。

2. 「これは川ではない。滝だ」の初出

(1) 富山県議会における議員の発言

最初の記録は、1888年12月20日に開催された、第7回通常県議会において、県内各河川の堤防工事に対する地方税支弁の割合を審議中、谷順平議員の発言にあった。議事録から引用する、(傍線は筆者)

「…(前略)早月川ハ百貫目二百貫目ノ大石ヲ流失スル急流スルナルハ各員モ明知アルナラン。先年、土木権頭巡回ノ節、随行ノ外人ハ該川ヲ川ニ非ズシテ瀧ナリト云ヘリ、此ノ如キ激シキ急流ナル故ニ旧藩ノ節ハ皆支弁ナリ…(後略)」⁴⁾

次に記録に現れるのは、1890年5月4日に開催の、第13回臨時県議会である。前回同様、県下各河川の地方税補助の議論の中での菅原茂治議員の発言である。

「…(前略)早月川ノ如キハ、或人之ヲ称シテ川ト云フヨリハ寧ロ瀧ト云フ方当レリト云ワレシヤニ聞クガ、成程下流ニ在テ上流ヲ望メバ全ク瀧ノ如ク有様ナリ…(後略)」⁵⁾

二人の議員の発言から明らかなように、「瀧だ」の表現は早月川に対するものである。デ・レイケが富山県に来たのは1891年8月であるから、その3

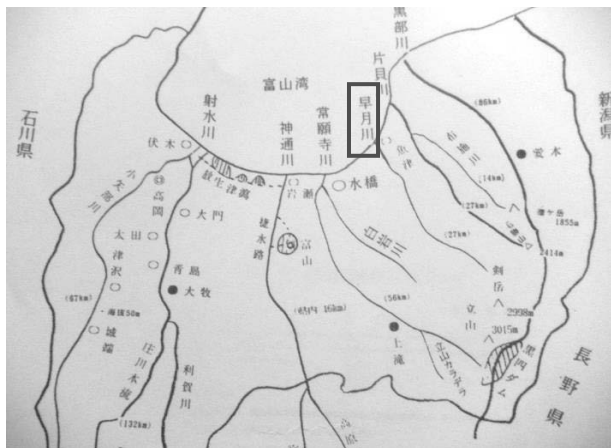


図-1 ムルデルが巡視した富山県の河川
(『デレーケ研究』第7号 p.43前田英雄作成より)



写真-1 早月川と水源地剣岳
(富山県滑川市HPより)

年前から「川ニ非ズシテ瀧ナリ」のフレーズを議員等が知っていたことになる。2回も議会で発言があったのだから、当時、富山県議会議員、県職員の間では、このフレーズは語り継がれ、浸透していたと想像される。しかし、外国人の誰が言ったのかは、議員の発言からは不明である。

(2) 早月川について

早月川は、標高3003mの剣岳を源とし、流路延長27.2kmの2級河川である。平均勾配が8.3%と日本屈指の急流である⁶⁾。この川には、デ・レイケが指導したと伝えられる五厘堤がある。しかし、デ・レイケと五厘堤を結びつける明白な根拠はない。五厘堤とは、堤防法面の勾配が五厘(1:05 角度で表示すると87.1度)であるところから呼ばれている。この堤防は土木学会の選奨土木遺産である。五厘堤の設計思想は堤防というより、むしろ港湾の防波堤に対する思想に近いと感じられる⁷⁾。

早月川の流れについては、歌人、大伴家持が早月川を渡る際に作ったといわれる歌が万葉集にある。「立山の 雪来らしも延槻(早月)の 河の渡り瀬 鎧浸かすも」(訳) 早月川は非常に増水し、川渡りする私の馬のあぶみまで水につかっている。(富山県魚津市観光協会資料より)

(3) 土木権頭と同行した外国人

川は特定できるが、外国人は誰だろう。土木権頭という官位は、当時の土木寮の職位としてあった。

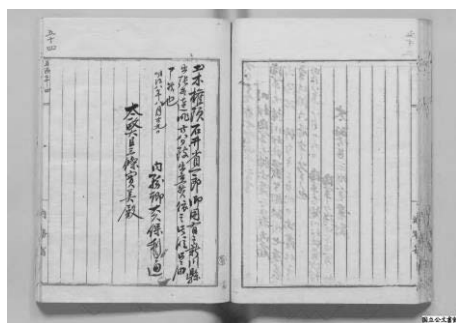


写真-1 土木権頭石井省一郎 新川県へ出立届
(国立公文書館蔵)

石川県史料に、1873(明治6)年1月14日「土木権頭山田秀典ヲ新川県(現在の富山県に相当)権令ニ任セラレ同2月3日来テ任ニ就ク」⁸⁾とある。

石井省一郎が土木権頭だった、1875(明治8)年の8月28日⁹⁾から10月8日まで¹⁰⁾内務卿大久保利通に命じられ、新川県(現富山県)への出立届を太政大臣三条実美に提出している公文書がある。しかし、石井に外国人が同行した記録は見つからなかった。当時、日本にいた外国の土木技術者は人数が限られている。

『明治以後本邦土木と外人』¹¹⁾によれば、長工師フアン・ドルーン、二等工師イ・ア・リンドウ、一等工師ゲ・ア・エッセル、四等工師デ・レイケ、三等工師チッセンの5人である。フアン・ドルーンとイ・ア・リンドウは東京に居住していたが、フアン・ドルーンは1875年4月から1876年4月迄、恩賜休暇を取っていた。ゲ・ア・エッセルとデ・レイケおよびチッセンは大阪に居住していた。1875年の彼ら5人の詳細な動向は不明であるので、同行者か否かを判断できない。

明治初期は、東京と富山は鉄道が開通しておらず、上野ー横川間は1885(明治18)年、軽井沢ー直江津間は1888年鉄道が開通した。碓氷峠は徒歩で越えたが、1888年9月に馬車鉄道が営業を開始した。

冥王星の存在を予言した、天文学者パーシヴァル・ローエルは1889年に能登を訪れたが、上野から直江津までは、前述の交通手段できて、直江津からは人力車に乗って越中に入っている¹²⁾。彼は5月3日昼頃に上野を発ち、5月7日に庄川河口の伏木港に到着しているから、4泊5日の行程である。石井省一郎権頭が富山県へきたのは、鉄道敷設前だから、ローエル以上の日数を要したはずである。先に挙げた5名が、石井に同行して40余日間、東京あるいは、大阪を離れた様子はない。

(4) 富山県に来た外国人土木技術者

谷順平議員の発言にあった、1888年以前に富山県に来た外国人技術者はだれだろう。

地方に工部省のお雇い外国人が出かけることに対して、通行に支障の無いよう配慮する旨の通知は、1871(明治4)年に太政官から富山県に届いていた¹³⁾。

外国人技術者で富山県に来たことが確認できるのは、H. L. Rohrenhorst Mulder (以下ムルデルと称す) である。1883年8月に来たことは、同年8月29日の官報¹⁴⁾に、「庄川筋検分ノタメ出張シタル内務省土木局雇蘭人治水工師ムルデル27日帰京」とある。

しかし、土木権頭の随行者の扱いではない。また、石井省一郎土木局長宛ての復命書『越中ノ五大川巡回実地検査見込上申書』¹⁵⁾から、同年8月に富山県にいたことが確認できる。

五大川とは、西方より射水川(当時は庄川と小矢部川が河口付近で合流して射水川と称した)、神通川、常願寺川、早月川、布施川、黒部川である。

彼の実地検査から生まれた問題提起は、後の富山県の治水計画に大きな影響を及ぼしている。例えば、当時は常願寺川の派川荒川は、分流地点での川幅が70間(125m)¹⁶⁾もある大川で、神通川とは河口付近で合流していた。ムルデルは「庄川と同様、川口に水門がないため、洪水時には沿川へ被害を及ぼし、土砂を神通川に注いでいる」と指摘している。後の常願寺川河身改修工事では、荒川と中川の派川の分流箇所を新設の堤防で塞いで、両川を廃川とした。

富山県は、1883年6月に加賀、能登、越中からなる大石川県から分離独立したばかりであった。初代富山県令国重正文は、前任の京都府大書記官からの着任早々ながら、「国重正文富山県令が庄川水理堤防巡視」と、同年8月11日の官報¹⁷⁾が報じているので、ムルデルに同行したのであろう。

(5) 土木権頭とは

初代県令国重正文は、前任地京都府から新生富山県の課題である土木、防疫(コレラ対策)、教育に経験がある京都府職員25名を招集した¹⁹⁾。土木では、琵琶湖疏水工事の測量をした志道政亮、細田信道、渡辺鈍哉を、衛生警察では岸正形、教育関係では、三宅五郎三郎、中学校を創設した熊野秀之助等がいる。

ここで、谷順平議員の発言にあった「土木権頭」について考える。土木寮の官位(職位)だとすると、石井省一郎に限られる。しかし、言葉本来の意味、権=最上の次の地位の人の称¹⁸⁾と解釈すると、富山県の土木部門の(頭領)の次の人物を指すともとれる。

国重県令は、富山県の土木部門の仮のトップ(頭)に、京都府租税課地理掛の白井倫直を、1883年8月14日に招集し、同月24日に五等属、土木課長心得に任命した²⁰⁾。「心得」は、陸軍が1875(明治8)年10月に陸軍武官命課規則を制定し²²⁾、その第2条で「下級ノ者上級ノ職ヲ律スルヲ某職ノ心得ト云ヒ…」と、「心得」という職位を規定した。これより、下級官吏が上級官吏の職務を仮に取り扱うことを意味したので²¹⁾、富山県の組織もこれに倣ったのだらう。

谷議員は「権」と「心得」を同義語として扱い、土木課長心得を土木権頭と呼んだのではないか。従って土木権頭に該当するのは、白井倫直を指すことになる。彼は、1848(嘉永元)年生まれ、長門国美弥郡長登村(現山口県美弥市美東町長門)出身で、このとき35歳、国重と同郷である。

ムルデルには、富山県の各河川に詳しい県や郡役所の職員が同行したと考えられる。『東岩瀬史料』²³⁾に「ムルデル氏ノ治水案」と題して、ムルデルと富山県十等属村幸清と御用掛土工の中田永太郎が、内務七等属の通弁官富田耕司を介して常願寺川と神通川の治水について、問答した記録が載っている。

以上を整理すると、庄川では国重正文県令がムルデルに同行し、途中から県職員の村や中田、続いて白井倫直土木課長心得、郡役所書記の平井順吾等が同行したと考えられる。

(6) 「これは川ではない。滝だ」の発言はムルデル

これらの知見から「これは川ではない。滝だ」のフレーズは、ムルデルが早月川を見て、通訳の富田耕司を通じて白井倫直土木課長心得に言ったと推量される。白井は、ムルデルの「これは川ではない。滝だ」のフレーズを県庁内に伝えたため、県の職員、議員の間に広まり、後世に伝わったのだらう。

3. デ・レイケの発言となった経緯

それでは、明治20年代初めの県議会内で、早月川について、「川ではない。滝だ」と或る外国人が言ったという、言葉が交わされているのに、なぜ、後から富山県に来たデ・レイケが、常願寺川を見て言ったフレーズになったのだらうか。このフレーズは、早月川の河況を、的確な比喻で表現していたため、県庁内で語り継がれたのであろう。ムルデルの五大川に対する観察は、後にデ・レイケ、高田雪太郎の治水計画に大きな影響を与えたが²⁴⁾、彼の業績は調査・計画であり、成果が目に見えなかったため、彼の影が薄かった。

8年が経過して、富山県に来た高田雪太郎が、このフレーズを知るところとなり、常願寺川についての上申書に引用したのであろう。ところが、外国人(ムルデル)の印象が薄かったので、後世の人は、高田雪太郎と密接な関係があり、常願寺川改修工事をやり遂げるといふ成果を出したデ・レイケのフレーズと錯誤して、入れ替わったのだらうと推測する。

デ・レイケのフレーズとする古い文献は、川の神様と呼ばれた鷲尾蟄龍が、1942(昭和17)年に発行された『富山の河川』²⁵⁾に寄稿した「常願寺川改修工事雑感」と題した小論文の中で、「明治の中年に蘭人工師デレーケがと言った」と書いている。鷲尾は急流荒廃河川工法の礎を築いた人物である。次いで1947(昭和22)年に発行された、富山県編纂の『富山県政史』²⁶⁾にデ・レイケが常願寺川を見て「これは川ではない。滝だ」と言ったと紹介している。権威ある人・機関による発信により、デ・レイケが急流荒廃河川常願寺川を初めてみて、驚愕して発した言葉として、流布されることになったのだらう。

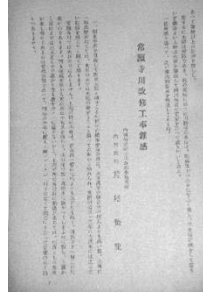
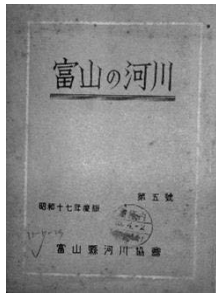


写真-2 富山の河川 鷲尾塾龍の常願寺川改修工事雑感掲載「川ではない、滝だ」を紹介(筆者蔵)

4. まとめ

富山県議会議事録の内容から明らかなように「これは川ではない滝だ」の外国人のフレーズは、早月川を見て発せられたものであった。また、谷議員発言の土木権頭は土木寮の職位ではなく、「権」本来の意味を考え、土木課長心得を指すと解釈すると土木権頭は、富山県土木課長心得の白井倫直であった。

結論として、「これは川ではない、滝だ」はムルデルが早月川をみて発したフレーズだが、後世の人にとってムルデルの存在感が小さかったため、目に見える形で富山県の治水に多大な貢献があった、デ・レイケの言葉と人々が錯誤してしまったと、結論付けた。しかし、谷議員が、月俸475円²⁷⁾の一等工師ムルデルを富山県五等属の判任官、白井の随行者と表現したのは妙である。奏任官の国重県令すら月俸が250円であった²⁸⁾。谷議員はムルデルの身分を知らなかったのだろうか。

筆者の結論はあくまでも、当時の状況から得た推論なので、直接的で明白な史料に基づき明らかになることを望むものである。

本稿は、富山市上滝地区で活動する「大山の歴史と民俗を研究する会」の会誌第23号に投稿したものに、その後得た知見を加筆、再構成したものである。

謝辞：「これは川ではない滝だ」の有名なフレーズが、富山県議会議事録に記載されていると御教示いただいた、富山県立山カルデラ砂防博物館の是松慧美学芸員と、明治時代の職位について助言を頂いた、富山県公文書館の白川裕美課長に感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 市川紀一：近代土木事業史に関する研究 高田雪太郎の生涯と業績，p. 228, 2000.
- 2) 上林好之：日本の川を蘇らせた技師デ・レイケ，pp. 275-279, 草思社，1999.
- 3) 土木図書館委員会編沖野忠雄研究資料調査小委員会：沖野忠雄と明治改修，pp. 191-193, (社)土木学会，2010.
- 4) 富山県：第7回通常富山県議会議事録，明治21年，p. 109.
- 5) 富山県：第13回臨時富山県議会議事録，明治23年，p. 71.
- 6) 新上市町誌編纂委員会編：新上市町誌，p. 23, 上市町，2005.
- 7) 岩本一将、オランダ人土木技師 Mulder の設計理念 - オランダで発見した新史料を中心として -；土木史研

- 究，vol. 39, pp. 173-178, 土木学会，2019. に掲載のムルデル設計の東京湾築港の防波堤計画案
- 8) 富山県公文書館蔵，石川県史料，内閣文庫，件名土木権頭山田秀典ヲ新川県権令ニ任命(写)，1873(明治6)年1月14日.
- 9) 国立公文書館蔵，公文録明治8年，第298巻，明治8年8月29日 出立着発忌服之部
件名 石井土木権頭新川県へ出立届
- 10) 国立公文書館蔵，公文録明治8年，第300巻，明治8年10月8日 出立着発忌服之部、
件名 石井土木権頭帰京届
- 11) 中村孫一編：明治以降本邦土木と外人，pp. 139~192, 土木学会，1942.
- 12) パーシヴァル・ローエル，宮崎正明訳：能登・人に知られぬ日本の辺境，pp. 8-46, パブリケーション四季，1979.
- 13) 富山県公文書館蔵，菊池文書，件名：工部省御雇外国人の通行は不都合無きよう取計らう旨達(写)，1871(明治4)年4月.
- 14) 官報，第51号，1883(明治16)年8月29日，p. 10.
- 15) 富山県立図書館蔵，蘭人工師アートエル・ローウェン・ホルスト・ムルトル復命書，明治十六年八月越中ノ五大川巡回実地検査見込上申書(写)，表紙に同行した下新川郡書記平井順吾名が記されている.
- 16) 富山県立図書館蔵，荒川口ヨリ流末神通川落合迄川並堤長幅大細無調理図，1891.
- 17) 官報，第36号，1883(明治16)年8月11日，P. 5.
- 18) 金田一京助監修，明解古語辞典，p. 406, 三省堂，1957.
- 19) 拙稿，初代富山県令国重正文について一防災・防疫の視座から -；富山史壇，第169・170合併号，pp. 104-114, 越中史壇会，2013.
- 20) 国立公文書館蔵，府県史料，富山[冊次]22, 土木地理，官員履歴 1 (明治3 - 18年) .
- 21) 金澤庄三郎編纂，広辞林新訂版，三省堂，1937.
- 22) 国立公文書館蔵，太政類典・第2編，明治4年~明治10年，第207巻，兵制6, 陸軍武官命課規則，陸軍達，1875.
- 23) 岩瀬史料保存会編：東岩瀬史料 附録P. 57, 東岩瀬史料保存会，1933.
- 24) 富山県立山カルデラ砂防博物館蔵、高田史料、B04 S0002 高田雪太郎のノートにデ・レイケが古市公威にあてた報告書「The streams of Echu & kaga and Harbours required」を書き写してある、これには、富山県が、各用水の取入れ口を合口化する計画を持っているとデ・レイケが書いている。これはムルデルの報告書：越中ノ五大川巡回実地検査見込上申書に、各用水の取り入れ口が洪水時破堤の原因になっている、との指摘に県が応えたもの。
- 25) 尾塾龍，常願寺川改修工事雑感，富山県河川協会：富山の河川，第5号，p. 7, 富山県河川協会，1943.
- 26) 富山県：富山県政史，第6巻 土木交通史，p. 224. 1947.
- 27) 前出 11) p. 185.
- 28) 前出 19) p. 112.

(2020. 4. 20 受付)